

議案第40号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

平成28年2月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市手数料条例（平成17年松阪市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第4その2を次のように改める。

その2（長期優良住宅建築等計画認定申請手数料）

	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によ	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該認定申請の該基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する登録住宅性能評価書の交付を受けたものであ	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関によ	その他の場合
住棟の総戸数					

	り適合が認められている場合	る場合		る場合	
戸建	6,700円	17,200円	50,600円	10,100円	75,900円
5以下（戸建を除く。）	2,700円	12,700円	23,800円	4,000円	35,700円
6以上10以下	2,400円	10,200円	19,000円	3,600円	28,600円
11以上25以下	1,300円	7,700円	15,000円	2,000円	22,600円
26以上50以下	1,200円	6,600円	13,500円	1,900円	20,200円
51以上100以下	1,100円	5,000円	11,600円	1,600円	17,400円
101以上200以下	900円	4,600円	10,700円	1,300円	16,100円
201以上300以下	700円	4,200円	10,200円	1,100円	15,300円
301以上	600円	3,800円	9,400円	900円	14,100円

別表第4その3を次のように改める。

その3（長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	その他の場合

	る場合	る場合		る場合	
戸建	6,700円	10,500円	43,800円	10,100円	65,800円
5以下（戸建を除く。）	2,700円	10,500円	21,600円	4,000円	32,400円
6以上10以下	2,400円	8,500円	17,400円	3,600円	26,100円
11以上25以下	1,300円	6,300円	13,700円	2,000円	20,600円
26以上50以下	1,200円	5,700円	12,600円	1,900円	18,900円
51以上100以下	1,100円	4,500円	11,000円	1,600円	16,500円
101以上200以下	900円	4,100円	10,200円	1,300円	15,300円
201以上300以下	700円	3,700円	9,700円	1,100円	14,600円
301以上	600円	3,300円	8,900円	900円	13,400円

別表第4その4を次のように改める。

その4（長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準に該当申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、当該住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	その他の場合
戸建	6,700円	12,000円	28,600円	10,100円	43,000円

5 以下（戸建を除く。）	2,700 円	7,700 円	13,200 円	4,000 円	19,900 円
6 以上 10 以下	2,400 円	6,300 円	10,700 円	3,600 円	16,100 円
11 以上 25 以下	1,300 円	4,500 円	8,200 円	2,000 円	12,300 円
26 以上 50 以下	1,200 円	3,900 円	7,400 円	1,900 円	11,100 円
51 以上 100 以下	1,100 円	3,000 円	6,300 円	1,600 円	9,500 円
101 以上 200 以下	900 円	2,700 円	5,800 円	1,300 円	8,700 円
201 以上 300 以下	700 円	2,400 円	5,400 円	1,100 円	8,200 円
301 以上	600 円	2,200 円	4,900 円	900 円	7,500 円

別表第 4 その 5 を次のように改める。

その 5（長期優良住宅建築等計画変更（分譲事業者単独作成）認定申請手数料）

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準に該当する場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に該当する場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準に該当する場合	その他の場合
戸建	6,700 円	8,600 円	25,300 円	10,100 円	37,900 円
5 以下（戸建を除く。）	2,700 円	6,600 円	12,100 円	4,000 円	18,200 円

6 以上 10 以下	2,400 円	5,400 円	9,900 円	3,600 円	14,800 円
11 以上 25 以下	1,300 円	3,800 円	7,500 円	2,000 円	11,300 円
26 以上 50 以下	1,200 円	3,400 円	6,900 円	1,900 円	10,400 円
51 以上 100 以下	1,100 円	2,800 円	6,000 円	1,600 円	9,100 円
101 以上 200 以下	900 円	2,500 円	5,500 円	1,300 円	8,300 円
201 以上 300 以下	700 円	2,200 円	5,200 円	1,100 円	7,900 円
301 以上	600 円	1,900 円	4,700 円	900 円	7,100 円

別表第 4 その 6 を次のように改める。

その 6 (長期優良住宅建築等計画変更 (譲受人決定時) 認定申請手数料)

住棟の総戸数	一戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる基準について、当該認定申請の前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関により適合が認められている場合	その他の場合
戸建	6,700 円	13,500 円	10,100 円	20,200 円
5 以下 (戸建を除く。)	2,700 円	4,900 円	4,000 円	7,400 円
6 以上 10 以下	2,400 円	4,000 円	3,600 円	6,100 円
11 以上 25 以下	1,300 円	2,700 円	2,000 円	4,000 円
26 以上 50 以下	1,200 円	2,100 円	1,900 円	3,200 円
51 以上 100 以下	1,100 円	1,600 円	1,600 円	2,500 円
101 以上 200 以下	900 円	1,400 円	1,300 円	2,100 円
201 以上 300 以下	700 円	1,200 円	1,100 円	1,800 円
301 以上	600 円	1,000 円	900 円	1,500 円

別表第 5 その 2 を次のように改める。

その2 (低炭素建築物新築等計画認定申請手数料)

1 住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の申請戸数)	1戸	5,000円	36,800円
		2戸以上5戸以下	10,100円	74,500円
		6戸以上10戸以下	17,300円	104,800円
		11戸以上25戸以下	28,900円	147,500円
		26戸以上50戸以下	48,400円	211,900円
		51戸以上100戸以下	86,800円	303,800円
		101戸以上200戸以下	137,400円	411,500円
		201戸以上300戸以下	173,600円	539,600円
		301戸以上	185,100円	633,600円
	共用部分 (床面積)	300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
		10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	465,100円
25,000平方メートル		217,000円	541,700円	

		を超えるもの		
備考				
1 この表において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸の住宅をいう。				
2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、人の居住の用以外の用途に供する部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。				
3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。				
4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。				
5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。				

2 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物	300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
(床面積)	300平方メートルを超え2,000平方メートル	28,900円	157,300円	415,100円

	以内のもの			
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	399,800円	854,200円
	25,000平方メートルを超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

3 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額の合計の額又はロ、ハ及びニの金額の合計の額。この場合において、別表第5その2第1項の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 別表第5その2第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた別表第5その2第1項の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた別表第5その2第1項の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた別表第5その2第2項の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第5その2第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

備考

- この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。
- この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。

- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段、その他の共用部分をいう。

別表第5その3を次のように改める。

その3（低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料）

1 住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の申請戸数)	1戸	3,000円	18,900円
		2戸以上5戸以下	6,000円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	54,100円
		11戸以上25戸以下	17,300円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	335,300円
	共用部分 (床面積)	300平方メートル以内のもの	6,000円	59,900円
300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		17,300円	100,100円	
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		52,000円	160,200円	

	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	208,300 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	249,900 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	292,500 円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、人の居住の用以外の用途に供する部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

2 非住宅建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額		
	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法によ	その他の場合	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		り技術的審査を受けたものである場合	に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物 (床面積)	300平方メートル以内のもの	6,000円	47,900円	131,200円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	17,300円	81,500円	210,400円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	52,000円	136,000円	304,100円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,400円	180,000円	376,100円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,100円	217,200円	444,400円
	25,000平方メートルを超えるもの	130,200円	256,100円	509,200円
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。				

3 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額の合計の額又はロ、ハ及びニの金額の合計の額。この場合において、別表第5その3第1項の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 別表第5その3第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた別表第5その3第1項の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた別表第5その3第1項の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた別表第5その3第2項の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>

複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第5その3第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。 2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一户の住宅をいう。 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段、その他の共用部分をいう。 	

別表第5の次に別表第6を次のように加える。

別表第6（第2条関係）建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る手数料一覧

その1

号	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	その2に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。
2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	その3に定める金額。ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定により建築基準関係規定の適合審査を受けるよう申し出るときは、別表第3その1第1号に定める金額を加算するものとする。
3	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	その4に定める金額

費性能に係る認定の申請 に対する審査		
-----------------------	--	--

その2 (建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料)

1 住宅の場合

区分			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			5,000円	36,800円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の申請戸数)	1戸	5,000円	36,800円
		2戸以上5戸以下	10,100円	74,500円
		6戸以上10戸以下	17,300円	104,800円
		11戸以上25戸以下	28,900円	147,500円
		26戸以上50戸以下	48,400円	211,900円
		51戸以上100戸以下	86,800円	303,800円
		101戸以上200戸以下	137,400円	411,500円
		201戸以上300戸以下	173,600円	539,600円
		301戸以上	185,100円	633,600円
	共用部分 (床面積)	300平方メートル以内のもの	10,100円	117,900円
		300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	194,500円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	303,000円
		5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	389,100円
		10,000平方メートル	173,600円	465,100円

	を越え 25,000 平方メートル以内のもの		
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	541,700 円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、人の居住の用以外の用途に供する部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

2 非住宅建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受け	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 30 条第 1 項各号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものであ	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		たものである 場合	る場合	
非住宅 建築物 (床面積)	300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	300平方メートルを超え 2,000平方メートル以内 のもの	28,900円	157,300円	415,100円
	2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内 のもの	86,800円	254,700円	590,900円
	5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内 のもの	137,400円	332,600円	724,700円
	10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内 のもの	173,600円	399,800円	854,200円
	25,000平方メートルを 超えるもの	217,000円	469,000円	975,000円
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。				

3 複合建築物の場合

区分	1件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	<p>複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額の合計の額又はロ、ハ及びニの金額の合計の額。この場合において、別表第6その2第1項の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。</p> <p>イ 別表第6その2第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額</p> <p>ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた別表第6その2第1項の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額</p> <p>ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた別表第6その2第1項の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額</p> <p>ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた別表第6その2第2項の表の非住宅建築物の手数料の金額</p>
複合建築物の住戸部分の認定申請を	複合建築物の形態に応じて、別表第6その2第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の

する場合	戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。	
2 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。	
3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。	
4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。	
5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段、その他の共用部分をいう。	

その3（建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

1 住宅の場合

			1件当たりの手数料の金額	
			申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
区分				
一戸建ての住宅			3,000円	18,900円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の申請戸数)	1戸	3,000円	18,900円
		2戸以上5戸以下	6,000円	38,200円
		6戸以上10戸以下	10,400円	54,100円
		11戸以上25戸以下	17,300円	76,600円
		26戸以上50戸以下	29,000円	110,800円
		51戸以上100戸以下	52,000円	160,500円
		101戸以上200戸以下	82,400円	219,500円
		201戸以上300戸以下	104,100円	287,100円
		301戸以上	111,100円	335,300円
	共用部分 (床面積のもの)	300平方メートル以内	6,000円	59,900円

積)	300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	100,100 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	160,200 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	208,300 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	249,900 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	292,500 円

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、人の居住の用以外の用途に供する部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。
- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

2 非住宅建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する	その他の場合	
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	向上に関する法律第 30 条第 1 項各号の規定により定められた簡易な評価方法であつて、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	300 平方メートル以内のもの	6,000 円	47,900 円	131,200 円
(床面積)	300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	81,500 円	210,400 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	136,000 円	304,100 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	180,000 円	376,100 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	217,200 円	444,400 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	256,100 円	509,200 円
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。				

3 複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申	複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額の合計の額又はロ、ハ及びニの金額の合計の額。この場合において、別表第 6 その 3 第 1 項の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 イ 別表第 6 その 3 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた別表第 6 その 3 第 1

請をする場合	項の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた別表第6その3第1項の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた別表第6その3第2項の表の非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第6その3第1項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
備考	
1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。 2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一户の住宅をいう。 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段、その他の共用部分をいう。	

その4（建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料）

1 住宅の場合

区分	1件当たりの手数料の金額		
	申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けた	その他の場合	
		申請に係る建築物の共用部分以外の部分が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法に	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		ものである場合	より評価されたものである場合		
一戸建ての住宅		5,000 円	18,700 円	36,800 円	
共同住宅等	住戸部分	1 戸	5,000 円	18,700 円	36,800 円
		2 戸以上 5 戸以下	10,100 円	35,300 円	74,500 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,300 円	51,200 円	104,800 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,900 円	73,600 円	147,500 円
		26 戸以上 50 戸以下	48,400 円	111,100 円	211,900 円
		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	168,100 円	303,800 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	239,500 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	309,500 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	352,100 円	633,600 円
	共用部分	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	117,900 円	117,900 円
		300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	194,500 円	194,500 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	303,000 円	303,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	389,100 円	389,100 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	465,100 円	465,100 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	547,100 円	541,700 円	

備考

- 1 この表において「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸の住宅をいう。
- 2 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であって、人の居住の用以外の用途に供する部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 3 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 4 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分を

いう。

- 5 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分の認定申請と建築物全体の認定申請を合わせて申請する場合の手数料の金額は、共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた手数料の金額に共同住宅等の共用部分の床面積に応じた手数料の金額を加算した金額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。

2 非住宅建築物の場合

区分		1件当たりの手数料の金額		
		申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
			申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
非住宅建築物 (床面積)	300平方メートル以内のもの	10,100円	93,800円	260,400円
	300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	28,900円	157,300円	415,100円
	2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	86,800円	254,700円	590,900円
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	137,400円	332,600円	724,700円
	10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	173,600円	399,800円	854,200円

	ル以内のもの			
	25,000 平方メートルを 超えるもの	217,000 円	469,000 円	975,000 円

備考

この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。

3 複合建築物の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額
複合建築物全体の認定申請をする場合又は複合建築物の住戸部分及び複合建築物全体の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、イ及びニの金額の合計の額又はロ、ハ及びニの金額の合計の額。この場合において、別表第 6 その 4 第 1 項の表の「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 イ 別表第 6 その 4 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額 ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた別表第 6 その 4 第 1 項の表の共同住宅等の住戸部分の手数料の金額 ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた別表第 6 その 4 第 1 項の表の共同住宅等の共用部分の手数料の金額 ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた別表第 6 その 4 第 2 項の表の非住宅建築物の手数料の金額
複合建築物の住戸部分の認定申請をする場合	複合建築物の形態に応じて、別表第 6 その 4 第 1 項の表の一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額

備考

- 1 この表において「複合建築物」とは、住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。
- 2 この表において「一户建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一户の住宅をいう。
- 3 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一户建ての住宅以外の住宅であって、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。
- 4 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。
- 5 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段、その他の共用部分をいう。

第2条 松阪市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第3その2第5項の表を次のように改める。

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	23,000円
小荷物専用昇降機	8,000円

別表第3その2第6項の表を次のように改める。

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	10,000円
小荷物専用昇降機	5,000円

別表第3その3第4項の表を次のように改める。

区分	手数料の金額
小荷物専用昇降機以外の建築設備	41,000円
小荷物専用昇降機	24,000円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成28年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成28年6月1日